

政治倫理委員会

日 時	令和元年 10 月 18 日 (金)	8 時 57 分 開会 9 時 37 分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 会議室 3	
出席議員	(委員長) 7 番 大井俊彦	(副委員長) 5 番 平口朋彦
	15 番 鈴木千津子	13 番 中野康子
	12 番 澤田隆弘	9 番 植田博巳
欠席議員		
その他議員		
事務局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 北原大輔	
説明員及び その他議員		
傍聴	1 番 鈴木長馬	

署名 政治倫理委員会委員長

開会の宣告

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それでは、おはようございます。きょうは、この後、5市2町の関係の作業等も事務局のほうありますので、早目に終わりたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、きょう第7回目となります政治倫理委員会を開催しますが、開催に当たって少しお話をしたいことがありますけれども、きょうは今まで作業してきたことを踏まえて、第10条の取り扱いということで、是正措置ということなんですけれども、これについては、この規定の第2条及び第3条に抵触するというのを踏まえての第10条ということになりますので、植田委員につきましては、考え方の相違から、第2条及び第3条、この規定に今回の懸案が抵触しないという考えでありますので、植田議員については、この第10条の取り扱いについてという部分については、その考え方から、この作業には入りにくいということはわかっておりますので、それを踏まえて、そうは言っても、委員会として抵触するということの総意で進めておりますので、植田委員には申しわけないですけれども、この作業は委員会として進めさせていただきますので、その辺はご了承というか、ちょっとご理解いただきたいというふうに思いますので、前もってお話をしておきます。

委員の皆さんも、その辺は踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

2 協議事項 (1) 政治倫理規定第10条の取扱いについて

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それでは、まず最初に今までの作業を踏まえて、第10条の取り扱いをどうするかということなんですけれども、まず事務局のほう、きのうお願いしておいた件は、いかがでしょうか。少しお願いします。

事務局次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

どのような措置があるかということなんですけれども、注意喚起をするということや、議場において議長からの注意。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ちょっと待ってね、注意喚起。もう一回お願いします。

○事務局次長（原口みよ子君）

注意喚起をする。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

注意喚起というのは委員会として。

○事務局次長（原口みよ子君）

委員会として。

それと、あとは議場における議長からの注意。

また、同じように議場における謝罪文の朗読。

議場において、陳謝する。

一定期間の出席の自粛勧告。

行事への参加自粛。イベントですね、市のとか、そういう。

あとは、もし特別委員とか、そういうものに、役職についていれば、そういうものの辞任とか、特別委員会の辞任勧告とか。

今のは、よその事例を見させていただいて、今、多治見市の倫理委員会の報告書の事例と、あともう一つ、井原市議会の倫理委員会の報告書の事例から挙げてみました。

今の多治見市については、条例があって、その中で決められていたことになります。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

今、事務局から報告してもらったのは、第10条第3号の、「委員会が必要と認める措置」ということで、今どんなものがあるかということで、事務局に調べておいていただきました。

難しいのは、第2条及び第3条の抵触の度合いによって、やっぱりある程度の是正措置が求められると思うんですけれども、このぐらいの抵触割合だとこのぐらいだとか、そういう段階的な決まりがないものですから、その辺をどういうふうに捉えて第10条を取り扱っていくかということが非常に難しいんですけれども、何か皆さんから、こうしたほうがいいのか、何かあったらご意見ありますか。

私はちょっと、すごく難しいなと思っているんですけれども。

この倫理委員会を進める中で、ここが一番難しいところだと思いますけれども。

私、いいですか。委員長として、今私が考えているのは、一連の全協あるいは一般質問による行動あるいは言動に対しての謝罪を求めるとか、注意を促して、今後こうしたことがないようにして、これからの議会運営がスムーズに運営できるような形にしていっていただきたいということでの注意勧告ぐらいかなというふうに思いますけれども、皆さん。その辺、私は個人的な考えですので、その辺をもとに、ちょっとご意見を伺いたいと思いますけれども。

局長、お願いします。

○事務局長（植田 勝君）

政治倫理規程ですね、今第10条のところの議論かと思えますけど、ここの第1号、第2号、第3号をいずれかをやらないといけないということではなくて、条文の中に、次に掲げる措置をとることができる、できる規定ですから、必ずしもここにこだわる必要はないということで、あともう一点、これはあくまで規定ですので、余り懲罰の対象になるようなことはちょっとできないのかなというふうに思います。

ただ、第11条で、委員会の審査結果報告は本会議の中で委員長にしてもらう必要が、これは書

いてあるので、これはやってもらう必要があります。その中で、委員長報告の中でどうしていくかということで、その後は、委員会の中で決めてもらうしかないのかなと思いますけど、その辺をできる規定だよ、第10条はできる規定だよということだけ、ちょっと申し上げておきたいと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

私、この第10条を見て、この第10条の中でどれかという話ではなくて、第10条を見て思ったのが、書面をもって警告しという言葉がありますよね。これを、警告という言葉は余り使いたくはないんですが、ただ政治倫理委員会がきょうまで7回開かれてきました。当初は疑惑、もしくは審査に入る前にいろいろと、喧々諤々、いろいろ協議をしてきました。

第6回で事実認定ということで、委員の中で共通認識を持ちました。その当該議員に、では政治倫理委員会、ひいては牧之原市議会が行った行為、どの行為が倫理的に、政治家として議員としての倫理的に、どの部分がまずかったよということは、当該議員にその行為の事実を書面なり何なりで、まずは提示する必要があるのかなと思うんですね。

どういった流れになったとしても、第11条で掲げている、「議会本会議にて報告する」ということは、する行為なので、します。

その中で、何も、自分の中で納得もできなければ、折り合いもつけることができない中で、報告だけされるというのは、やっぱり腑に落ちない部分もあると思います。

政治倫理委員会が事実として、倫理に反していると判断した事実というものは、まずは先方に、当該議員に送るべきだと思います。その上で、誓約書を提出させるって、相当大きい話になると思うんですね。世間一般的には、それがペナルティーとして映る部分があると思います。

ただ、再三再四、この委員会では当該議員に対する罰を与える的な委員会ではなくて、その行為に対して、今後二度と繰り返さないようにということで進めてきました。そういった意味では、書面をもって提出させることが、その行為を今後防ぐということになり得るかということ、そうは結びつかないと思います。むしろ、その行為を、一旦当該議員が受け入れることで、ほかの議員もそれを見て、ああいうことはいかなる理由があろうとも、やってはいけないことなんだと、倫理に違反していることなんだということを、広く深く議会全体でもう一度納得する、知ってもらうということが大事かなと思います。

事実をまずは、当該議員に書面にて提示するということを、私は一つのアイデアとして、ここで挙げたいと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ほかに。

中野委員。

○（中野康子君）

私は、やはり今まで、第7回までやってきたこの倫理委員会の中で洗い出しもしっかりしております。そういった中で、きちんと議場において全て報告することによって、皆さん、共通の認識になると思うので、委員長がおっしゃる注意喚起で私はいいのではないかなというふうに思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

澤田委員。

○（澤田隆弘君）

私も、確かにあの時の発言、行動はよくないと見ました。しかし、こうして皆さんから意見を聞いている中で、委員長が言いましたように、注意喚起、これから議長の言うことを聞いて反省してもらおうということで、どうかなと思いますが。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

まずは、副委員長が言ったように、きちんとここで皆さんがこれまでやってきたことを、きちんと書面をもって相手に理解をまずしていただく、それはまず必要かなと思っています。その上で、なおかつ先に言ったように、決して罰を与えるとかいうことではないものですから、委員長がおっしゃったように、注意喚起でもいいのかなと思っていますけれども。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ありがとうございます。

それこそ、8人、当初9人、途中から一人辞退ということで8人の請求人の方々からの請求案件に照らし合わせてきょうまで倫理委員会で協議をしてきました。その行為、行動に対して、言動に対してのどこが問題だったのかということのを洗い出しの作業もしてもらいました。そして、倫理委員会としては、そういう言動、行為に対して協議した結果、ここの部分が少し倫理規程に抵触する部分であり、今後議会運営が粛々と進むような形の中で謹んでいただきたいというふうな形の注意喚起ということで進めたいなと思いますけれども、局長、その辺はどうでしょうかね。事務局として。事務局の考え。

○事務局長（植田 勝君）

事務局として、非常に判断は難しいと思います。

ただ、これ、終わった後、議会としての規律というのは非常に大事だということが、今回わかったと思いますので、実は会議規則、本来会議規則に規律の部分で、議会の品位の保持というのが、自治法に載っているものですから、それを会議規則に入れるべきところが入っていないんです。うちの会議規則は。標準会議規則ではそこは入っているんですが、うちの会議規則は入っていないものですから、規律の部分において、そういったことを、この件が済んでからは、一言を入れていくということも必要なのかなというふうには、事務局としては考えているところです。

以上です。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

この倫理委員会規定は、皆さんこれはもうご承知だと思うんですけども、ある個人の議員に罰則を与えたり懲戒処分を与えたりという委員会ではないものですから、やっぱり何かルールを守って、議会運営に支障を来さないような形で進めていくようにただすところだと思っておりますので、基本的には。そういった形で、今後の議会運営がスムーズにいくようにということを前面に出して、議会運営に対するルールは守っていただきたいというような形で文面をこれから考えながら、していくような形にしたいと思っておりますけれども、植田委員は、ちょっと発言難しいと思うんですけども、どうぞ。

○（植田博巳君）

私も報告書の中で、全協のルールということをはっきり申し上げています。ただ、一貫して言っているのは、この規定の範疇ではない、その外にある倫理という概念でいけば同じなんですけど、この規定に照らした場合、くどいようですけども、不正だとか対外的に、そういうことを言っているのであって、この倫理委員会としては、この規定に基づいて成立していますので、私はあくまでもこの規定に対する発言をずっとしていたということです。

その前段にある、議員としての資質とか品格というのは、この規定のもっと上にある話であって、この規定には今回の件は、不正とかそういうものではありませんのでということで、一貫して言ってきているわけですから、私は全協であったことは全協でそういうような今の形をとられるのが、ベターなのかなと思っています。

一応、その意見だけ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田さんは一貫してそういう考え方だとわかりました。

ただ、倫理委員会としては、実質8人の請求人から委員会に対してそういう請求があって、協議をしてくれというようなことだったものですから、倫理委員会としては、その件についてきょうまで協議をしてきたということでございまして、植田委員は、植田委員の一貫したそういう考え方もありますけれども、委員会としては、総意じゃないですけども、多数の賛同によって進めてきましたので、何らかの結論を出さないといけないなというふうに思っていますので、今のよう話になっているんですけども、委員長報告はいずれにしても、これはしなくちゃならないものですから、第11条で。ここの件について、文書をもって注意喚起をするというような形になるかと思っておりますけれども、きょうはそういう形の注意喚起というような形にするということは、ある程度示しておいて、最終的にもう一回、最後の、次回が最後になると思うんですけども、最後に議長案文というか、報告文を皆さんに提示して、了解をいただいて、もっとこうしたほうがいいのかあつたほうがいいのかいうのをちょっと練っていただいて、それで最後にしたいと思っておりますけれども、そんなことでしょうかね。

平口委員。

○（平口朋彦君）

先ほど、事務局長から規律について、我が市の会議規則に今後きっちりと齟齬のないようにうたっていくべきだという話がありました。まさしく私もそこ、今後の部分というものを委員長報告に盛り込むべきだと思います。その中で、やはり我々に配架されている、この条例規則申し合わせ事項等の一番、いの一番に置かれていえる牧之原市議会基本条例、この議会の憲法という位置づけであろうかと思います。これの第12条、議員の政治倫理、突き詰めればここにくると思うんですね。ここには、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感をもって、議員の品位を保ち、識見を養うよう努めなければならないと。これ、努めなければならないというところで、もうこれ、義務づけられているんですね。これはもう、未来永劫、議員である以上、ずっと努め続ける話だと思うんですよ。ここの解説に、議員は政治倫理に関する規定の精神にのっとってというのが、おそらくこの政治倫理規程のところにかかってくるのではないかとは思いますが、この第12条を、この政治倫理規程が、きっちりとこの第12条の条文というものを、全て具現化された規定になっているかなっていないか、今回解釈が分かれたというところも、この基本条例のほう、憲法を見れば当然政治倫理にのっとっていないよねというふうにも読み解けますし、先ほど来、植田委員のほうから第12条に関しての考え方というのを述べられました。

そういった意味では、この政治倫理規程も、これは委員長報告に載せる、載せないではないんですが、政治倫理規定もここで再三話が出ているように、きっちりとこの議会基本条例の掲げた精神というものを体現するような規定ないしは条例とか、そういったものに昇華していくべきだなと、今回思いました。

そういったことを表現するか、しないかは別として、そういったものを加味した委員長報告にしていいただければと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

今、平口委員がおっしゃったとおりだと思うんです。これはちょっと不備があると言わざるを得ないと。解釈が2通り分かれた。

強いて言えば、ここの政治倫理規程の中に、基本条例第12条に基づきと書いてあれば明確になるわけですが、そういうのは書いていないという中で解釈すれば、こういうような解釈もいろいろばらばらになるということなので、こういう倫理規定もそうですけれども、ほかの規定とか条例も、今見直しをされていて、一部は見直されていますけど、こういうところを視点に、今後十分な見直しが必要ではないかなと、私も思います。

そして、あと一点。多治見市の事例を先ほど文書をいろいろのやり方を見たんだけど、多治見市は条例を組んでいるわけですよ。そういったものが、本当にこの、今言われたようなこの多治見市の政治倫理規定というのが全体を言っているのか、それとも疑惑を言っているのかというのが明確にそれは条例ですからなっているのではないかなと、ちょっと思うんですけれども、

その辺も後で、いろいろ多治見市の条例も見る必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

法制執務上の話になってしまうんですけども、条例で規定されるのは規則です。この倫理規程については、単独の規定ですから何とも言えないんですけども、やっぱり思いとして、この基本条例の第12条に基づいて議員個々が自分を戒めるためにできている規定だと私は思っています。

ですから、具体的にこの基本条例が倫理委員規定を規定するというような文言はうたっていないんですけども、そういうこの思いから、そういう議員の高い倫理的義務が課せられているという思いからつくられている規定だと思いますので、全くリンクはしていないということではないと思いますけれども、そういう意味で、ですからこの規定は単独の規定になっているものかなというふうに思いますし、あと委員長報告をどういうふうにつくるかはこれからまた検討しなくちゃいけないんですけども、倫理委員会に抵触する、しないという文言を入れ込むのか入れ込まないのか。倫理規程を出さずに、例えば今言った、第12条のこの思いというものを前面に出して委員長報告にしていくのか、その辺が、倫理委員会の委員長報告ですから、なかなか難しい部分はあると思うんですけども、そういう意味で、これから委員長報告の文面も、かなり慎重に考えて作成しないといけないかなというふうに思います。また、本人の気持ちもございますので。

そうは言っても、これからの議会運営の支障になるような、行動をとらないような形を戒めていただきたいという、そういう機会にはしていきたいと、そういうふうに思いますので、また次回開催はまだ決まっていませんけれども、そこで委員長報告の案文を皆さんに提示して、議論していただいて最後にするという形で、どうでしょうか。

植田委員。

○（植田博巳君）

ちょっとあれなんですけど、開催申請については、倫理委員会を開催することを強く要請するという要請になっております。そういった中で、今、委員長がおっしゃったような方向性については、十分また考えてやっていただきたいなと思います。

それから、第10条の是正措置というような内容でやった場合、再三にきのうもきょうもおっしゃってございましたけれども、個人に対するものではないということで委員長から話があって、皆さん合意しているということなので、説明するに当たって、個人名を入れるか入れないのか。個人ではないという話を再三されていまして、そこら辺も十分考えていただかないと、やっぱり個人に対するものであろうということになった場合は、第2条の第2項にあります「疑惑を持たれた場合は、その責任を明らかにするよう努めなければならない」となっていますので、やはり本人を招聘してもらおうということも必要になってきてしまうのではないかなということで、ちょっと意見だけ言わせてもらいます。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

中野委員。

○（中野康子君）

あくまでも、牧之原市議会の議会基本条例の中で、皆さんから、やはりこれは牧之原市議会の品位を逸脱するものであるという思いから、今回この政治倫理委員会を開くという形になったというふうに思います。ですので、やはり牧之原市議会のこの基本条例の中の倫理委員会のこの規定、そして第12条に十分当てはまっている思いがありますので、この部分をしっかりと委員長報告の中に入れていただいて、議員全員が改めて自覚するというような形の委員長報告になればいいかなというふうに思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今、植田委員がおっしゃった第2条に、私もここがすごいきのうもこだわった部分ではあるんですが、あくまでもこれ、よくよく読めば、主語は議員なんですよね。それなので、委員会として歩み寄りと言ったらおかしいんですけど、場を設けるべきかどうかということを委員会として考える一方、当該議員側も政治倫理委員会が開かれているということは、疑惑を持たれている。その時点で、疑惑を解明し、何らかのタイミングで発言を求めて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努める機会は今までもあったとは思いますが。全協等で。

ただ、ご自身は抵触しないと思っていらっしゃったために、そういう責任を明らかにするようなことは、行動はされなかったのかなとは思いますが。その部分だけ、やっぱり委員会と当該議員との切り口の違いがあったというところを埋めるべきだったか、そこは事実として粛々と進めるべきだったかというところは、私もいまだにちょっと判断に迷うところではございますが、昨日の決定に従っていくという形でいいかなとは思いますが。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

当該議員が、こういう倫理委員会をやっていたのは知っているだろうというお話ですけども、事実ご存じだと思いますけれども、ただその内容について、事務局に、知りませんよ。議事録をもらいに来ているのか、きのうも言いましたけど、きょうやっていますとほかの議員には言わないわけですから、実際わからないといえばわからないわけですから、全協でもそれについて釈明するとかいうのも、なかなか難しいのかなと私は思います。

それともう一つ。きのう出されました第5回の内容整理確認の中で、やはりその議員が言っている発言、一つずつとればこういうことなのかなとは思いますがけれども、その発言が正しいものなのか、うそのものなのかというのが、正しいものなのかという判断はどこですのかな。

要するに、ここで言っている「公職選挙法129条違反容疑の文書」というところを書いてありますよね。本当にその容疑があったのか、ないのか。あったのであれば、この文書って暴言とか、そういうことになってしまうのかどうかと。そこら辺が感覚的にちょっとわからないんですけど

ども。ちょっと余分なことを言ったかもしれないですけども。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

いいですか。今、個々の挙げた容疑という表現ですけども、ただ、それが正しいか、正しくないかというのは別にして、一議員が容疑という言葉を使うこと自体が少し適切ではないなというふうなことで、公職選挙法に違反しているとか、違反していないとかいう判断はこの委員会ですべきものでは当然ないものですから、容疑という表現が委員会として適切ではないというような判断をしているところでございます。

中野委員。

○（中野康子君）

今、植田委員がおっしゃったように、この議会の倫理委員会の内容を本人が知ってかどうかとおっしゃっていますけれども、やはり政治倫理委員会が自分のために開かれているということがあれば、「自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し」というところ、ここら辺に「責任を明らかにするよう努めなければならない」というような部分があるから、もし本当に自分がそういう思いがあるなら、ここに傍聴に来るなり、やはり議事録を見るなりする努力を私はすべきだというふうに思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今のお話なんですけれども、まずご本人の話なんですけど、当該議員は全員協議会の場で、たしか政治倫理委員会が開催されていることについて、おそらく私のことだろうと思う、そのことについては、たしか刑事訴訟法というふうな形でお話をされました。ということは、ご本人なりに疑惑を解明するのか、責任の所在を明らかにするのか知りませんが、そういうふうには行動はされたのかなとは思いますが。決して、自分の伺い知らないところで我関せずという話ではなかったのかなと、その発言から読み解けます。

あと、容疑に関してなんですけれども、私もちょっと、いろいろ細々調べました。容疑というのは、要するに被疑ですよ。被疑者というものは、捜査機関が、要は起訴する前に容疑として捜査をすることを容疑と言うらしいです。つまり、その主語は捜査機関なんですよね。捜査機関なので、捜査機関が動いていない以上、ここで容疑と言ってしまうことは、逆に言うと、容疑者、被疑者ということを公の場で言ってしまったということは、その方に対する名誉毀損までいくかはわからないんですけど、その方の社会的立場を一定程度、毀損はしているのかなと思います。

疑いというふうに言えば主観なんですけど、容疑と言うと、もう既に行政用語になってしまうので、そこはまずかったかなと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

その辺の話になると、また後戻りしてしまいますので、先ほど言いましたように、次回を最後にして、そこで委員長報告の案文をもう一度皆さんに確認をしていただくという作業をして、今

回の倫理委員会は閉じたいと思いますので、そんな形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

そんな形にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2 協議事項（2） その他

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

あと、（2）その他ということで、何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それで、次回の日程をきょうここで決めておきたいと思いますので、また最後になりますけれども。

なかなか、監査とかが入っていて、見ると難しいかなと思うんですけども。

ちょっと時間を置く。また、たたき台みたいなものをつくってもらって、それでまた。正副と事務局と打ち合わせを、またさせてもらって。

きょうは18日。せめて一週間ぐらいほしいよね。打ち合わせも含めて。

○事務局書記（北原大輔君）

10月30日に議運があると思いますが、例えばその後。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

議運はそんなに長くかからない、これは。かかる。

ちょっとその日の午後ね、医者予約しちゃってあるので、2時から。

31日はだめですか。植田委員、31日はどうです。

○（植田博巳君）

いいですよ。午前中でしょう。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

31日の午前中、いいです。いいですか。

では、そこで時間は何時にします。9時。

では、31日の9時ということで。

○（植田博巳君）

その他でいいですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

先ほどの、第2条の2なんですけど、やはりどうしてもちょっと、やはり先ほど平口委員が言っていたのが、個人的な話としてご紹介されたと思うんですけども、委員会として正式にとい

うか、こういう経過の報告とか、そういう内容について、一度も正式な形では言っていないというようなことを考えると、やはりくどいようですけど、2の、お呼びしたほうがいいのかなど、個人的には思いますけど。

もう、先ほどの話で決まりましたのであれですけども、ちょっと個人的にはそんなふうに思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

委員長報告をしたときに、ご本人がどういうふうなそれを受けとめて、どういうふうな行動をされるかというのは、ちょっとわかりませんが、今言った委員会規定の第2条の第2項ですか、この辺をご本人が踏まえて、どこかで弁明の場所を持たれるのかどうか、その辺もご本人のお考えだと思います。

政治倫理基準に反する行為があったと疑惑を持たれた場合における第2項ですので、そういう委員長報告を受けて、どういうふうな受けとめをしてもらえるかということですね。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

よろしいですか。

では、きょうの委員会はこれで閉じたいと思います。

〔午前 9時37分 閉会〕